

大原医療福祉専門学校 学 則

令和8年4月1日施行

大 原 医 療 福 祉 専 門 学 校 学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、学校教育法、私立学校法および「社会福祉士及び介護福祉士法」他、関係諸法にもとづき、医療福祉ならびにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な医療・介護・福祉・関連産業従事者を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、大原医療福祉専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を、北海道札幌市北区北 6 条西 8 丁目 3 番地 2 に置く。

(自己点検・学校評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2. 前項の点検および評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

3. 本校は、教育の質の向上及び運営の透明性を確保するため、定期的に第三者機関もしくは識見を有する者の評価を受けるものとする。評価の結果は、学内外に適切に公表し、教育活動及び学校運営の改善に活用する。

第 2 章 課程および学科、修業年限、定員、休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 5 条 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	1 年	2 0 名	2 0 名
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	2 年	4 0 名	8 0 名
	教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	2 0 名	4 0 名
総 計				8 0 名	1 4 0 名

2. 学生は前項に規定する各学科の修業年限の 2 倍を超えて在籍することができない。

(学年・学期の終始期)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2. 本校の学期は、次のとおりとする。

前期：4月1日から9月30日まで

後期：10月1日から翌年3月31日まで

3. 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができるものとする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏期休業

(4) 冬期休業

(5) 春期休業

2. 第1項第3号から第5号に規定する休業期間は、校長が別に定める。

3. 校長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。

4. 校長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業（実習を含む）を行う日とすることができる。

5. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時間および教職員組織

(教育課程・単位)

第8条 本校の教育課程は別表第1のとおりとする。

(始業および終業)

第9条 本校の始業および終業の時刻は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	始 業 時 刻	終 業 時 刻
商 業 実 務 専 門 課 程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	9 時 3 0 分	1 7 時 0 0 分
	医 療 事 務 2 年 制 学 科	9 時 3 0 分	1 7 時 0 0 分
教 育 社 会 福 祉 専 門 課 程	介 護 福 祉 学 科	9 時 3 0 分	1 7 時 0 0 分

2. 休業日等に行う集中講義についてはこの限りではない。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1 名

(2) 教員 7名以上（うち、基幹教員7名以上）

(3) 事務職員 3名以上

2. 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、復学等

（入学資格）

第11条 本校に入学することができる者は、学校教育法第125条第3項及び同法施行規則第183条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

ただし、大学入学資格の指定を受けた高等課程を修了した者及び技能連携等により高等学校の卒業資格を得た者に限る。

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(10) 介護福祉学科の入学の選考は、総合面接等を勘案して行うこととする。

（入学時期）

第12条 本校の入学時期は、第5条に示す学年の始めとする。

（入学手続き・許可）

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類及び第33条に規定する入学検定料を添えて出願しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して選考を行い入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、所定の日までに第33条に定める入学金等を添え入学手続きをとらなければならない。

(4) 前号に定める手続きが指定期日までに行われなときは、校長は入学の許可を取り消すことがある。

(転科・転学)

- 第14条 学生が他の学科等への転科を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。
2. 学生が他の学校等への転学を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。
 3. 転科、転学の時期については、校長の許可するところによりこれを認める。
 4. 他の学科等に転科した者の履修時間、履修単位については、元の学科の全部または一部を校長の許可するところにより引き継ぐことができる。

(再入学・編入学)

- 第15条 次の各号の一に該当する者で、本校に入学を希望する者があるときは、選考の上、校長は相当年次に入学を許可することができる。
- (1) 専門学校を卒業し、又は退学した者で編入学を希望した者
 - (2) 第31条の規定により、本校の一学科を退学した者で、本校に編入学を希望した者
2. 編入学又は再入学した者の在学年数及び単位数については、元の学校の在学年数単位数の全部又は一部を校長の許可するところにより算入することができる。

(休学・復学)

- 第16条 疾病、その他やむを得ない理由によって15日以上修学することが出来ない者は、校長の許可を得て休学することができる。
2. 休学の期間は1年以内とする。
 3. 前1項の者は休学の理由が消滅した場合は、校長に届け出て、許可を得て復学することができる。

第5章 授業、単位、試験、学業成績および卒業等

(授 業)

- 第17条 授業は、講義・演習・実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用で行うものとする。
2. 学生は、学年もしくは学期の初めにおいて、履修予定の授業科目を選択・登録する必要がある。
 3. 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位とする。
 4. 複数の課程、学科、コースで合同授業科目または同一内容の授業を行う場合、授業等に支障を来さない限り、合同授業または合併授業を行うことがある。
 5. 授業科目の履修において、第25条の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、別表第1で定める学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。
 6. 前項の授業は多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外で履修させることができる。

(単 位)

第18条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習にあつては15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実習・実技にあつては30時間から45時間をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

(試 験 等)

第19条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内を行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験または再試験等を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。

(学業成績)

第20条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。

2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP (Grade-Point) を与える。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

2. 介護福祉学科の履修においては、次に掲げる3項目に基づき単位を与える。

(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、および介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。

(2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者

(3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者

3. 1年間に履修できる授業科目の上限は48単位とする。

(他の大学・専修学校等における授業科目の履修等)

第22条 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学・専修学校等における授業科目の履修を本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことが出来る単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする

(既修得単位等の認定)

第23条 本学入学以前に、大学又は短期大学、介護福祉士養成施設等を卒業したものについては、各

大学、養成施設等において修得した単位又は履修科目について、教育上有益と認められるときは、校長の許可のもと、本学において修得した単位又は履修科目として認定することができる。

2. その他、既修得単位等の認定に関する規則については別に定める。

(進 級)

第24条 進級の認定は、各学年において定める単位の取得状況及び出席状況等の学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査する。

(修了・卒業の認定)

第25条 第20条に定める授業科目の成績評価に基づいて、卒業審査により課程修了の認定を行う。

2. 校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 医療事務1年制学科 | 31単位 |
| (2) 医療事務2年制学科 | 62単位 |
| (3) 介護福祉学科 | 68単位 |

(称号の授与)

第26条 第25条の規定により下記学科を卒業した者には、次のとおり称号を授与する。

- (1) 医療事務2年制学科を修了した者には、専門士（商業実務専門課程）の称号を授与する。
- (2) 介護福祉学科を修了した者には、専門士（教育社会福祉専門課程）の称号を授与する。

(注意文書)

第27条 欠席、遅刻、早退（以下、欠席等）が多く授業履修に支障をきたす恐れがある者に対しては注意文書を以って指導を行う。

2. 注意文書による指導はその欠席等の日数により、段階的に訓告、戒告とする。

第6章 ほう賞、懲戒および退学

(ほう 賞)

第28条 成績優秀な学生に対しては、校長はこれをほう賞することがある。

(懲 戒)

第29条 学生が本校の規則、命令に背きもしくは本校の秩序を乱し、または学生としての本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒することができる。

2. 前項に規定する懲戒種類は訓告、戒告、停学および退学とする。

3. 前項に規定する退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。

ればならない。

4. 第2項に規定する停学に係る期間は出席時間数には参入しない。

(退 学)

第30条 自主退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第31条 校長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。

- (1) 第5条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第16条2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 学費の納付を怠り、督促を受けてなおこれを納入しない者
- (4) 第31条の事由で退学する者で、所定の期間内に退学願を提出しない者

第7章 入学金、授業料、特待生、その他

(納 付 金)

第32条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。

3. 納付済の授業料その他の納付金は、原則としてこれを返還しない。

ただし、入学手続き完了から入学年の始期の前日までに、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続きにより納入金額から入学金を除いた額を返還する。

4. 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

5. 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

6. 特例の事由のある場合には、別に定めるところにより、入学金、授業料等の全部または一部を免除することがある。

(特 待 生)

第33条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、品行方正にして本校生の模範となると判断される者、または本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範と判断される者に対しては、校長はその一定期間における学費の全額またはその一部を免除することができる。

(健康診断)

第34条 学校保健安全法第32条において準用する第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(学生活動および同窓会等の費用)

第35条 学生活動および同窓会等に要する費用については、学校が取りまとめたうえで該当団体へ納

めることがある。

第8章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第36条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

科 目	修業期間	授 業 時 間
医療事務科	6 ヶ月	午前の部 9:30 ～ 13:00 午後の部 13:30 ～ 17:00 夜間の部 17:30 ～ 21:30 週1～2日授業
介護職員 初任者研修科	6 ヶ月	通信
介護福祉士 実務者養成通信課程科	3 ヶ月～ 6 ヶ月	通信
介護福祉士 筆記試験対策科	3 ヶ月	午前の部 9:30 ～ 12:30 週1日授業 午後の部 13:30 ～ 17:00 週1日授業
社会福祉士養成 通信課程科	18 ヶ月	通信
社会福祉士受験対策科	3 ヶ月	午前の部 9:30 ～ 12:30 週1日授業 午後の部 13:30 ～ 17:00 週1日授業
ケアマネージャー 受験対策科	3 ヶ月	午前の部 9:30 ～ 12:30 週1日授業 午後の部 13:30 ～ 17:00 週1日授業
保育科	4 ヶ月	通信
委託訓練科	3 ヶ月～ 2 年間	通学 9:20 ～ 17:00 週5日授業
求職者支援訓練科	3 ヶ月～ 2 年間	通学 9:20 ～ 16:30 週5日授業

2. 附帯教育の入学金、授業料、教材費その他必要事項は別に定める。

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第37条 短期大学、大学等の他の高等教育機関との協議により、当該大学等の学生が本校において授業科目の一部を履修する場合、科目履修生として受け入れ、履修を認めることができる。

2. 科目履修生の単位授与等については、別途校長が定めるものとする。

3. 入学金、授業料等は別に定める。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 38 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則変更の①～⑥については平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

ただし、令和2年3月31日以前に介護福祉学科および幼児保育夜間学科に入学し、引き続き在学する者には従前の決定を適用する。

①本文の見直し

②附帯教育：介護技術講習科の廃止およびカリキュラムの見直し

③別表第1：全学科の教育カリキュラム見直し

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から実施する。

ただし、令和3年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には従前の決定を適用する。

①別表第1：介護福祉学科の教育カリキュラム見直し

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から実施する。

ただし、令和3年4月1日に進級した学生のうち、介護福祉学科および幼児保育夜間学科に在籍する者には従前の決定を適用する。

①本文の見直し

②別表第1：医療事務1年制学科、医療事務2年制学科の教育カリキュラム見直し

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から実施する。

ただし、令和4年4月1日に進級した学生には従前の決定を適用する。

①別表第1：医療事務1年制学科、幼児保育夜間学科の教育カリキュラム見直し

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から実施する。

ただし、令和5年4月1日に進級した学生には従前の決定を適用する。

①本文の見直し：幼児夜間学科の募集を停止する。ただし、令和5年4月入学生は従前のままとし下記の定員とする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	1 年	4 0 名	4 0 名
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	2 年	1 2 0 名	2 4 0 名
	教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	4 0 名	8 0 名
	昼間部計			2 0 0 名	3 6 0 名
夜間部	教育社会福 祉専門課程	幼 児 保 育 夜 間 学 科	3 年	4 0 名	1 2 0 名
	夜間部計			4 0 名	1 2 0 名
総 計				2 4 0 名	4 8 0 名

②別表第1：医療事務2年制学科の教育カリキュラム見直し

③別表第2：医療事務1年制学科、医療事務2年制学科、介護福祉学科の学費の見直し。ただし、令和5年4月入学生は従前のままとし下記の表のとおりとする。

昼夜別	課程名	学 科 名	入 学 検定料	入学金	授業料	教材費	維持費	実習・ 演習費	合 計
昼間部	商業 実務 専門 課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	20,000	100,000	640,000	80,000	140,000	-	980,000
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	20,000	100,000 1 年次 2 年次	640,000 640,000	80,000 80,000	140,000 140,000	10,000 10,000	1,860,000
	教育 社会 福祉 専門 課程	介 護 福 祉 学 科	20,000	100,000 1 年次 2 年次	640,000 640,000	80,000 80,000	240,000 240,000	90,000 90,000	2,220,000
		幼 児 保 育 夜 間 学 科	20,000	50,000 1 年次 2 年次 3 年次	360,000 360,000 360,000	60,000 60,000 60,000	70,000 70,000 70,000	20,000 20,000 20,000	1,600,000

附 則

- 1 この学則は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、第 5 条の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて各学年の定員を次の通りとする。

令和 5 年度

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	1 年	4 0 名	4 0 名
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	2 年	1 2 0 名	2 4 0 名
	教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	4 0 名	8 0 名
	昼間部計			2 0 0 名	3 6 0 名
夜間部	教育社会福 祉専門課程	幼 児 保 育 夜 間 学 科	3 年	4 0 名	1 2 0 名
	夜間部計			4 0 名	1 2 0 名
総 計				2 4 0 名	4 8 0 名

令和 6 年度

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	1 年	3 0 名	3 0 名
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	2 年	8 0 名	2 0 0 名
	教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	3 0 名	7 0 名
	昼間部計			1 4 0 名	3 0 0 名
夜間部	教育社会福 祉専門課程	幼 児 保 育 夜 間 学 科	3 年	0 名 (募集停止)	8 0 名
	夜間部計			0 名 (募集停止)	8 0 名
総 計				1 4 0 名	3 8 0 名

令和 7 年度

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	1 年	3 0 名	3 0 名
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	2 年	8 0 名	1 6 0 名
	教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	3 0 名	6 0 名
	昼間部計			1 4 0 名	2 5 0 名
夜間部	教育社会福 祉専門課程	幼 児 保 育 夜 間 学 科	3 年	0 名 (募集停止)	4 0 名
	夜間部計			0 名 (募集停止)	4 0 名
総 計				1 4 0 名	2 9 0 名

附 則

- 1 この学則は令和 5 年 8 月 1 日から実施する。

ただし、第 5 条の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて各学年の定員を次の通りとする。

令和 5 年度

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	1 年	4 0 名	4 0 名
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	2 年	1 2 0 名	2 4 0 名
	教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	4 0 名	8 0 名
	昼間部計			2 0 0 名	3 6 0 名
夜間部	教育社会福 祉専門課程	幼 児 保 育 夜 間 学 科	3 年	4 0 名	1 2 0 名
	夜間部計			4 0 名	1 2 0 名
総 計				2 4 0 名	4 8 0 名

令和 6 年度

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	1 年	2 0 名	2 0 名
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	2 年	4 0 名	1 6 0 名
	教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	2 0 名	6 0 名
	昼間部計			8 0 名	2 4 0 名
夜間部	教育社会福 祉専門課程	幼 児 保 育 夜 間 学 科	3 年	0 名 (募集停止)	8 0 名
	夜間部計			0 名 (募集停止)	8 0 名
総 計				8 0 名	3 2 0 名

令和 7 年度

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
昼間部	商業実務 専門課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	1 年	2 0 名	2 0 名
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	2 年	4 0 名	8 0 名
	教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	2 0 名	4 0 名
	昼間部計			8 0 名	1 4 0 名
夜間部	教育社会福 祉専門課程	幼 児 保 育 夜 間 学 科	3 年	0 名 (募集停止)	4 0 名
	夜間部計			0 名 (募集停止)	4 0 名
総 計				8 0 名	1 8 0 名

- 2 第 1 0 条の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて各学年の教員数を次の通りとする。

令和 5 年度 1 7 名以上

令和 6 年度 1 2 名以上

令和 7 年度 1 0 名以上

附 則

- 1 この学則は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
 ただし、令和 6 年 4 月 1 日に進級した学生には従前の決定を適用する。
 ①別表第 1：医療事務 2 年制学科の教育カリキュラム見直し

附 則

- 1 この学則は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
 ただし、令和 7 年 4 月 1 日に進級した学生には従前の決定を適用する。
 ①別表第 2：学費の見直し。ただし、令和 7 年 4 月入学生は従前のままとし
 下記の表のとおりとする。

昼夜別	課程名	学 科 名	入 学 検定料	入学金	授業料	教材費	維持費	実習・ 演習費	合 計
昼間部	商業 実務 専門 課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	20,000	100,000	640,000	80,000	140,000	80,000	1,060,000
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	20,000	100,000 1 年次 2 年次	640,000 640,000	80,000 80,000	140,000 140,000	80,000 80,000	2,000,000
	教育 社会 福祉 専門 課程	介 護 福 祉 学 科	20,000	100,000 1 年次 2 年次	640,000 640,000	80,000 80,000	240,000 240,000	120,000 120,000	2,280,000
		幼 児 保 育 夜 間 学 科	20,000	50,000 1 年次 2 年次 3 年次	360,000 360,000 360,000	60,000 60,000 60,000	70,000 70,000 70,000	20,000 20,000 20,000	1,600,000
夜間部									

附 則

- 1 この学則は令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
 ただし、令和 8 年 4 月 1 日に進級した学生には従前の決定を適用する。
 ① 本文の見直し

附 則

- 1 この学則は令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
 ただし、令和 8 年 4 月 1 日までに入学した学生には従前の決定を適用する。
 ① 別表第 2：学費の見直し

附 則

- 1 この学則は令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
 ① 幼児保育夜間学科の廃止

別表第 1

(1) 商業実務専門課程昼間部 医療事務1年制学科(続く)

授業科目	必修の別	単位数
一般教養 I	必修	1
キャリアデザイン I		1
キャリアデザイン II		1
医療キャリアデザイン I		2
医療請求事務基礎 I	選択必修 1	1
医療請求事務基礎 II		1
医療請求事務基礎演習 I		3
医療請求事務基礎演習 II		3
医療請求事務応用 I		1
医療請求事務応用 II		2
医療請求事務応用演習		3
医療秘書実務基礎 I		1
医療秘書実務基礎 II		1
医療秘書実務基礎演習		2
医療秘書実務応用 I		1
医療秘書実務応用演習		2
医療秘書実践 I		1
医療秘書実践 II		1
ビジネス教養 I		1
臨床医学各論 VI	選択必修 2	1
臨床医学各論 VII		1
臨床医学各論 VIII		1
医学・医療用語		1
診療情報管理 I		1
診療情報管理 II		1
診療情報管理 III		1
国際統計分類 I		1
国際統計分類 II		1
国際統計分類 III		1
診療情報管理実習 I		2
診療情報管理士対策演習 I		4
診療情報管理士対策演習 II		4
診療情報管理士対策演習 III		3
診療情報管理士対策演習 IV		2

商業実務専門課程昼間部 医療事務1年制学科(続き)

授業科目	必選の別	単位数
Excel 基礎	選択必修 3	2
ビジネスマナー		2
医療ビジネスマナー I		3
請求事務実践 II		1
医学知識		1
診療情報管理士対策演習 V		2
診療情報管理士対策演習 VI		2
診療情報管理士対策演習 VII		1
診療情報管理士対策演習 VIII		2
病院実習 V		2
病院実習 VI		2
病院実習 VII		1
病院実習 VIII		2
卒業に必要な履修単位数		31

※選択必修 1 または選択必修 2 のいずれか 1 つを選択し、その全ての科目を必修とする。

※選択必修 1 を選択した場合も選択必修 2 を選択した場合も、選択必修 3 から 2 単位以上を選択し必修とする。

(2) 商業実務専門課程昼間部 医療事務 2 年制学科(一年次) (続く)

授業科目	必選の別	単位数
医療請求事務基礎Ⅰ	必修	1
医療請求事務基礎Ⅱ	必修	1
医療請求事務基礎演習Ⅰ	必修	3
医療請求事務基礎演習Ⅱ	必修	3
医療請求事務応用Ⅰ	必修	1
医療請求事務応用Ⅱ	必修	2
医療請求事務応用演習	必修	3
医療秘書実務基礎Ⅰ	必修	1
医療秘書実務基礎Ⅱ	必修	1
医療秘書実務基礎演習	必修	2
医療秘書実務応用Ⅰ	必修	1
医療秘書実務応用演習	必修	2
医療秘書実践Ⅰ	必修	1
医療秘書実践Ⅱ	必修	1
ビジネス教養Ⅰ	必修	1
キャリアデザインⅠ	必修	1
一般教養Ⅰ	必修	1
医療秘書実践Ⅲ	選択必修 1	1
医療キャリアデザインⅠ		2
キャリアデザインⅡ	選択必修 2	1
Excel 基礎		2
医師事務作業補助Ⅰ	選択必修 3	1
医師事務作業補助Ⅱ		1
医師事務作業補助演習		2
医療キャリアデザインⅡ	選択必修 4	1
患者接遇論Ⅰ	選択必修 5	1
病院実習Ⅰ		2
ビジネス教養Ⅱ	選択必修 6	1
病院研究		2
手話演習	選択必修 7	1
ビジネス文書作成		1
IT リテラン		4
進級に必要な履修単位数		33

※選択必修 1 または選択必修 2 のいずれかを選択し、その全ての科目を必修とする。

※選択必修 1 を選択した場合、さらに、選択必修 3 又は選択必修 4 のいずれかと、選択必修 5 又は選択必修 6 のいずれかを選択し、その全ての科目を必修とする。

※選択必修 2 を選択した場合、さらに、選択必修 3 及び選択必修 5 を選択し、その全ての科目を必修とする。

※選択必修 7 は、任意選択とする。

商業実務専門課程昼間部 医療事務 2 年制学科(二年次) (続く)

授業科目	必選の別	単位数
ビジネスマナー	必修	2
パソコン実習 I	必修	1
医療秘書実践Ⅳ	選択必修 1	1
ビジネス教養Ⅲ		1
キャリアデザインⅡ		1
キャリアデザインⅢ		1
医療キャリアデザインⅢ		2
接遇論マナー実践		1
病院実習Ⅱ		2
病院実習Ⅲ		2
医療秘書実践Ⅴ		1
医療ビジネスマナーⅡ		2
請求事務実践Ⅱ		1
調剤報酬請求事務		1
F P 基礎	選択必修 2	5
F P 応用		3
F P 総合		4
Word 基礎		1
Excel 基礎	選択必修 3	2
Excel 応用		1
簿記入門Ⅰ	選択必修 4	1
3 級商業簿記基礎		3
3 級簿記総合		4
医療キャリアデザインⅣ	選択必修 5	2

授業科目	必選の別	単位数
一般教養Ⅱ	選択必修 6	1
ビジネス教養Ⅱ		1
パソコン実習Ⅱ		1
英会話入門		1
パソコン実習Ⅲ		1
卒業前特別講座		1
マーケティング概論		2
医療ボランティア実践Ⅰ		1
医療ボランティア実践Ⅱ		2
医療ボランティア概論		1
医療ビジネスマナーⅠ		3
請求事務実践Ⅰ		2
社会保険基礎論		1
医学知識		1
病院実習Ⅳ		2
病院実習Ⅴ		1
医薬品知識	選択必修 7	1
調剤報酬請求事務演習		1
こころとからだのしくみと生活支援		1
ケア計画基礎論		1
接遇実践		2
卒業に必要な履修単位数		62

※選択必修 1 または選択必修 2 のいずれか 1 つを選択し、その全ての科目を必修とする。

※選択必修 1 を選択した場合、選択必修 3 又は選択必修 4 又は選択必修 5 のいずれかを選択し、その全ての科目を必修とする。また、選択必修 6 のうち 7 単位以上を選択し必修とする。

※選択必修 2 を選択した場合、選択必修 6 のうち 14 単位以上を選択し必修とする。

※選択必修 7 は、任意選択とする。

(3)教育社会福祉専門課程昼間部 介護福祉学科(一年次)

授業科目	必修の別	時間数	単位数
領域：人間と社会			
人間の理解Ⅰ	必修	30	1
人間の理解Ⅱ	必修	60	2
社会の理解	必修	60	2
人間と社会特論Ⅰ	選択	30	1
領域：介護			
介護の基本Ⅰ	必修	30	1
介護の基本Ⅱ	必修	30	1
介護の基本Ⅲ	必修	30	1
介護の基本Ⅳ	必修	30	1
介護の基本Ⅴ	必修	30	1
介護の基本Ⅵ	必修	30	1
コミュニケーション技術Ⅰ	必修	30	1
生活支援技術の基本	必修	60	2
日常生活介護Ⅰ	必修	30	1
日常生活介護Ⅱ	必修	30	1
日常生活介護Ⅳ	必修	30	1
介護過程Ⅰ	必修	30	1
介護総合演習Ⅰ	必修	40	2
介護総合演習Ⅱ	必修	40	2
介護実習Ⅰ	必修	120	3
介護実習Ⅱ	必修	160	4
介護特論Ⅰ	選択	30	1
介護特論Ⅱ	選択	30	1
介護特論Ⅲ	選択	30	1
介護実践Ⅰ	選択	30	1
介護実践Ⅱ	選択	30	1
領域：こころとからだのしくみ			
認知症の理解	必修	60	2
こころとからだのしくみⅠ	必修	30	1
こころとからだのしくみⅡ	必修	30	1
こころとからだのしくみⅢ	必修	30	1
こころとからだのしくみ特論Ⅰ	選択	30	1
進級に必要な履修時間及び履修単位数		750時間以上	25 単位以上

※必修は必修科目を表し、選択は選択科目を表す。

※選択は任意選択とする。

教育社会福祉専門課程昼間部 介護福祉学科(二年度)

授業科目	必選の別	時間数	単位数
領域：人間と社会			
レクリエーション基礎	必修	30	1
レクリエーション指導	必修	40	2
社会常識	必修	30	1
情報科学演習	必修	30	1
人間と社会の総合	必修	30	1
人間と社会特論Ⅱ	選択	30	1
福祉実務	選択	30	1
領域：介護			
コミュニケーション技術Ⅱ	必修	30	1
福祉住環境Ⅰ	必修	30	1
家事介護	必修	30	1
日常生活介護Ⅲ	必修	30	1
日常生活介護Ⅴ	必修	30	1
利用者の状態・状況に応じた介護技術	必修	30	1
介護過程Ⅱ	必修	60	2
介護過程Ⅲ	必修	60	2
介護総合演習Ⅲ	必修	40	2
介護実習Ⅲ	必修	176	4
介護の総合	必修	90	3
介護特論Ⅳ	選択	30	1
福祉住環境Ⅱ	選択	30	1
介護実践Ⅲ	選択	30	1
介護実践Ⅳ	選択	30	1
領域：こころとからだのしくみ			
発達と老化の理解	必修	60	2
障害の理解	必修	60	2
こころとからだのしくみⅣ	必修	30	1
こころとからだのしくみの総合	必修	30	1
こころとからだのしくみ特論Ⅱ	選択	30	1
領域：医療的ケア			
医療的ケア	必修	78	3
卒業に必要な履修時間及び履修単位数		2,074 時間以上	68 単位以上

別表第2

昼夜別	課程名	学 科 名	入 学 検定料	入学金	授業料	教材費	維持費	実習・ 演習費	合 計
昼間部	商業 実務 専門 課程	医 療 事 務 1 年 制 学 科	20,000	100,000	640,000	80,000	160,000	120,000	1,120,000
		医 療 事 務 2 年 制 学 科	20,000	100,000 1 年次 2 年次	640,000 640,000	80,000 80,000	160,000 160,000	120,000 120,000	2,120,000
	教育 社会 福祉 専門 課程	介 護 福 祉 学 科	20,000	100,000 1 年次	640,000	80,000	260,000	120,000	2,320,000
				2 年次	640,000	80,000	260,000	120,000	